

## 鎌倉真言派と松殿法印

——良基と静尊——

平 雅 行

### はじめに

かつて佐々木馨氏は、黒田俊雄氏の顕密体制論を批判するなかで、東国は西国の顕密体制とは異質な宗教秩序を構築したと論じた<sup>(1)</sup>。氏の結論には賛成できないが、佐々木氏が批判するように、顕密体制論がこれまで東国についての検討を怠ってきたことは事実であり、そこに顕密体制論の重大な瑕疵がある。そこで私は、東国仏教界が顕密体制に包摂されていたことを実証する課題に取り組んだ。しかし、『吾妻鏡』に頼るだけではその論証は不可能であり、その解明には実証の飛躍的深化が必要となってくる。そこで、鎌倉で活動した個々の僧侶の事蹟を復元することによって、その史料制約を突破しようと考えた。鎌倉で活動した主要な顕密僧だけで四〇〇名ほどに登るが、これまでの研究で、山門派・寺門派を中心に三〇〇名ほどの事蹟を解明し、そこ

から重要な知見をいくつも得ることができた<sup>(2)</sup>。ただ、鎌倉真言派については、まだ検討は十分でない。僧侶の事蹟を追求する場合、比較的解明が容易なものと、たいへん難しいものがある。そこで本稿では、分析が困難な事例をとりあげて、鎌倉真言派研究の一助としたい。

## 一 二人の松殿法印

松殿法印良基という僧侶がいる。表1に関連記事を掲げたが、この人物は『吾妻鏡』に頻繁に登場する。貞応二年(一二三三)五仏堂千日講の結願導師をはじめとして<sup>(7)</sup>、以下、関係史料の出典は表1の番号を記載)、貞永元年(一二三三)には慧星祈禱を行い、正嘉二年(一二五八)勝長寿院供養の曼陀羅供大阿闍梨をつとめた。また將軍宗尊・北条時頼の病悩や、將軍御息所宰子の御産で験者として活躍したが、文永三年(一二六六)御息所との密通が発覚して高野山に逐電した。永仁二年(一二九四)鎌倉で活動を再開するものの、永仁四年には謀反に加担して陸奥に流され、延慶元年(一三〇八)に死没している。

これらの記事には「松殿法印」とあるだけで僧名のないものと、「松殿法印良基」と僧名まで記されたものがあるが、これまでの研究では、これら諸史料の人物を良基と考えてきた。『吾妻鏡人名索引』は貞応二年から文永三年までの「松殿法印」「松殿法印良基」「松殿僧正」「大納言僧正良基」を同一人物と判断しているし、『吾妻鏡人名総覧』も同じである。『鎌倉室町人名事典』「良基」(中込律子氏担当)は、貞応二年から文永三年までの記事を掲げているが、文永三年死亡説(正しくは文永四年)をとっており、参考として延慶元年死亡説に

も触れている。また、私自身、これまでの論考で、一二三〇年代の「松殿法印」を良基として扱ってきた<sup>(3)</sup>。

しかし、これらを同一人物の事蹟と考えるには重大な難点がある。第一に、活動歴があまりに長い。貞応二年に導師をつとめた「松殿法印」を二十歳と仮定すれば、一二〇四年の誕生ということになる。その場合、密通は六十三歳、永仁二年の活動再開は九十一歳、そして九十三歳で流罪となり、百五歳で死没したことになる。もちろん、こういう経歴があり得ないわけではない。しかし、御息所二十六歳と良基六十三歳の密通は不自然であるし、九十一歳での活動再開も不自然に過ぎる。

第二に、僧官位に齟齬がある。貞応二年から文暦元年(一二三四)まで「松殿法印」は鎌倉で継続的に祈禱活動を行っているが、宝治元年(一二四七)三月には「松殿法眼」が摺写供養の導師をつとめていて<sup>(15)</sup>、法印から法眼に僧位が下がっている。『吾妻鏡』が「法印」と「法眼」を誤記した可能性もないわけではないが、『平戸記』によれば三年前の寛元二年(一二四四)八月の僧事で「良基」が法眼に叙されており<sup>(13)</sup>、この時期に「松殿法印」とは別に良基法眼なる人物が存していたことは確かである。しかも、これ以前に『吾妻鏡』に登場する「松殿法印」には、すべて僧名が記されていない。その上、その「松殿法印」は文暦元年の竹御所の産死で逐電しており<sup>(12)</sup>、それ以降、宝治元年まで一三年間も活動を中断している。文暦元年と宝治元年の間で、人物が変わった可能性が高い。

宝治以降の松殿法印は「松殿法印良基」「松殿僧正良基」と名前が記されているうえ、官位の昇進に矛盾がない。これらの松殿法眼・松殿法印・松殿僧正は良基と考えてよい。それでは、貞応二年から文暦元年まで鎌倉で活動した「松殿法印」とはいったい誰なのか。そこで着目すべきは、高野山金剛三昧院文書に登場する

「松殿法印御房（静尊）」なる人物である。金剛三昧院文書の情報を整理すると、以下のようになる。

(a) 松殿法印静尊は、「先年」、鎌倉に「下向之時」に「故二位殿」から、撰津国小真上庄こまのの地頭職を宛行こまのされた<sup>(14)</sup>。

(b) 小真上庄はもともと平家没官領で関東御領となったが、「新藤内盛里法師」に宛行われたのち、貞応二年（二二三）七月九日、「二位家仮名御書」「同御時御下文」により、松殿法印に宛行われた<sup>(8)(14)</sup>。

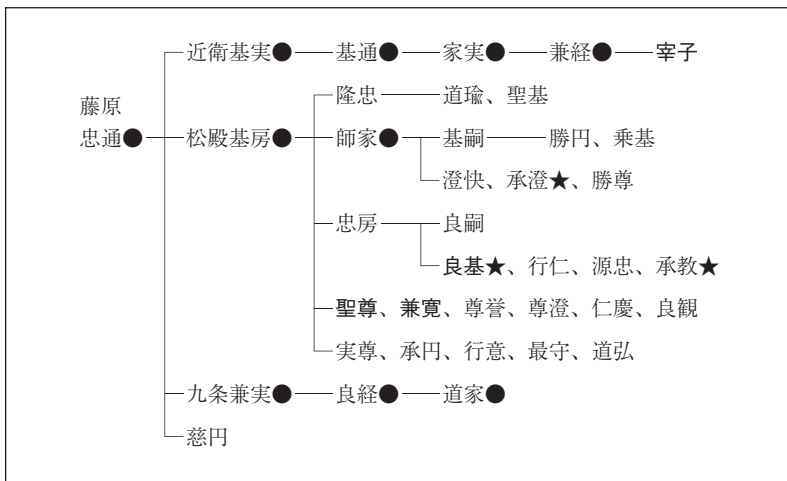
(c) 松殿法印は寛元四年（二四六）六月七日、小真上庄の地頭職を、自分の死没後に「入室弟子」である信成権律師に相続させる旨の、讓状をしたためた<sup>(14)</sup>。

(d) 松殿法印の讓状に任せ、信成律師を小真上庄地頭に補任する將軍家袖判下文が建長二年（二五〇）十月二十七日に発せられた<sup>(17)</sup>。

(e) 弘長三年（二六三）七月四日、病となった信成は佐々目亮阿闍梨頼助に本尊聖教と撰津國小真上庄を讓った。その後、頼助は弟子の有助に小真上庄を譲り、正和五年（三二六）十月二十一日、有助は、頼助と北条貞時の追善菩提のために、小真上庄を金剛三昧院の遍照院に寄進した（『鎌倉遺文』八九七二号、二五九六〇号）。

つまり松殿法印静尊は鎌倉に下向したことがあり、貞応二年七月九日に北条政子から撰津國小真上庄を宛行われている。一方、『吾妻鏡』貞応二年六月二十六日条によれば、この日、北条政子御願の勝長寿院五仏堂千日講の結願を迎え、「松殿法印」がその導師をつとめた。つまり「松殿法印」が導師を勤仕した一〇日余り後に、北条政子は「松殿法印御房（静尊）」に対して小真上庄を宛行ったのである。このことからすれば、結願導師

図1 松殿一族の略系図 (●は撰関経験者、★は鎌倉で活動した僧)



(注) 『尊卑分脈』一をもとに作成した。ゴチは本稿での登場人物。

の「松殿法印」とは静尊のことであり、貞応二年から文暦元年まで鎌倉で祈禱活動を行った「松殿法印」も静尊と考えてよいだろう。

このように想定すると、先に問題としてあげた年齢の不自然さが解消する。ただし、そのことを確認するには、良基の誕生年を推測することが必要となってくる。良基の祖父は撰関松殿基房であり、父は松殿大納言忠房であるので(図1を参照)、ここから彼の生誕年がある程度類推できる。

良基は寛元二年(一二四四)に法眼に叙されている(13)。文和四年(一二三五)に青蓮院尊円が注進した『釈家官班記』によれば、撰関家の子息は法眼や権少僧都に直叙・直任されることが多く、撰関家の孫子が権少僧都に直任されることもあったという。また、室町時代末に成立した『騫驢嘶余』によれば、「一直叙ノ法印。直叙ノ法眼。大納言以上ノ息ハ直叙也」とある。しかも良基は一身阿闍梨に補任されており(16)、貴種の子弟は一身阿闍梨補

任の後に、僧綱に直叙されることが多い。以上からして、寛元二年の法眼叙任は直叙であったと考えられる。

そこで直叙・直任の事例をみると、撰録藤原忠通の子であった慈円は嘉応元年（一一六九）に十六歳で法眼に直叙され、撰関松殿基房の子・最守も嘉祿二年（一二三六）に十四歳で法眼に直叙された。太政大臣西園寺公経の子・尊恵は嘉禎三年（一二三七）に十五歳で法眼に直叙されている。<sup>(5)</sup> 関白近衛基通の子・円基は建久八年（一一九七）に十二歳で権少僧都に、九条兼実の子・良恵は元久二年（二〇五）に十四歳で権少僧都に直任され、猪熊関白近衛家実の子・慈禅は延応元年（二二二九）に九歳で権少僧都に、撰録二条良実の子・道玄は建長元年（二二四九）に十三歳で権少僧都に直任された。また、九条道家の子・慈実も建長二年に十三歳で権少僧都に直任されている。<sup>(6)</sup> 残念ながら撰関の孫の事例は今のところ検出できていないが、撰録・大臣の子弟は九歳から十六歳で直叙・直任されている。

一方、『尊卑分脈』は、良基を「定豪僧正資」としており<sup>(45)</sup>、鶴岡八幡宮別当定豪の弟子ということになる。定豪は嘉禎四年（一二三八）九月二十四日に京都で八十七歳で死没しているので、定豪と良基の間にまともな師弟関係は想定できないが、良基は建長元年に定豪付法の定清から伝法灌頂をうけている<sup>(46)</sup>。その点からして、良基は恐らく定豪の入室の弟子であり、定豪の死没後にその付弟に従ったと思われる。そこで鎌倉時代の入室年齢を検討してみると、青蓮院門跡の場合、五歳から十三歳で入室している。<sup>(47)</sup>

以上をもとに、良基の誕生を一二三〇年と仮定すると、定豪への入室が八歳、法眼直叙は十五歳、鎌倉での最初の導師勤仕が十八歳ということになる。三歳程度のズレはありうるが、まずまずの想定だろう。そうすると、密通は將軍御息所が二十六歳、良基が三十七歳の出来事となる。また永仁二年の活動再開は六十五歳、そ

して六十七歳で流罪となり七十九歳で死没したことになる。このように考えれば、良基をめぐる年齢的な不自然さが解消する。

とはいえ、問題がこれで片付いた訳ではない。松殿法印静尊に難題が残っている。『尊卑分脈』には松殿基房・師家らの子弟で静尊なる人物が登場せず、松殿法印静尊の来歴が明らかでない。そこで、静尊の弟子であった信成権律師に注目したい。信成は松殿法印静尊の入室の弟子であるが、金剛三昧院文書によれば、信成は「聖教 五合（勸修寺）」と小真上庄を頼助に譲っている。<sup>(8)</sup>この「聖教 五合（勸修寺）」は師の静尊から相続したと考えられ、松殿法印静尊は勸修寺流の僧侶と思われる。

勸修寺流で松殿を名乗る人物というと、松殿基房の息・兼寛がいる。『尊卑分脈』は「兼寛（東、法印、母権大納言公保女）」と記しており、この人物は、建仁三年（一一〇三）に勸修寺興然から印可をうけ<sup>(2)</sup>、建永元年（一一〇六）には勸修寺長吏成宝より伝法灌頂を授けられた<sup>(3)</sup>。また成宝は承元元年（一一〇七）に「東大寺勸修寺住」の兼寛に法隆寺別当職を譲ったが、承元四年五月に兼寛は興福寺の訴えで別当を改替されている<sup>(4)</sup>。ところが、この後、兼寛の名が消え、代わって静尊が登場する。『諸人霊夢記』によれば、建暦二年（一一二二）正月に法然が死没した折り、「天王寺の松殿法印御坊 静尊」が法然往生の瑞夢をみたという<sup>(6)</sup>。

話を整理すると、次のようになる。(ア)勸修寺長吏成宝の弟子に松殿基房の子息である兼寛がおり、勸修寺流の静尊も「松殿法印」と呼ばれていた、(イ)成宝弟子の兼寛は法隆寺別当の解任後に事蹟が途絶えるが、他方ではその後から勸修寺流の静尊が登場し活動している。以上から、松殿法印静尊はもともと兼寛と名乗り、興然・成宝から勸修寺流を伝えられたが、承元四年に法隆寺別当を解任されると静尊に改名し、鎌倉で北条政

子の帰依をうけ、その後も継続的に祈禱活動を続けた、ということになる。

この想定を補強するのが、『尊卑分脈』の記事である。『尊卑分脈』によれば、松殿基房の子として「聖尊（大僧正、東、母）」と「兼寛（東、法印、母権大納言公保女）」が並んで登場する。<sup>(9)</sup>ただし、この時期に東密の僧侶で、聖尊大僧正なる人物は確認できない。頭注をみると、国史大系の編者は、この聖尊大僧正を『一身阿闍梨補任次第』にみえる「靜尊（東大寺、法印大僧都、松殿息）」と同一人物としているが、その想定は正しいだろう。「聖尊（大僧正）」は「靜尊（大僧都）」の誤記と考えるべきである。

その場合、同一人物であるはずの「聖尊（大僧正）」と「靜尊（大僧都）」と「兼寛（東、法印）」とを、『尊卑分脈』が別人として列記していることが不審となる。しかし『尊卑分脈』では、同じような事例がほかにも存する。『尊卑分脈』は松殿基房の子として「良観（寺、法務、一身阿、大僧正、母）」、「行意（寺、三井長吏、大僧正、護持、修験、号山階、母）」と別記しているが、「五壇法記」元久元年（二〇四）三月十日条によれば、行意について「山臥、寺、号松殿、本名良観」とある。<sup>(10)</sup>行意のもとの名が良観であった。『尊卑分脈』は良観と行意を別人として併記しているが、二人は同一人物である。類例をもう一つ挙げておこう。『尊卑分脈』は源頼朝の子として「貞暁（仁、法印、若宮別当、母伊達藏人藤原頼宗女）」と「能寛（法印権大僧都、於高野、自害、母）」を列記しているが、この二人も同じ人物である。この人物は当初、東寺長者隆暁の弟子となって貞暁と名乗ったが、元久三年（二〇六）二月に隆暁が亡くなると、名を能寛に改め、同年五月に道法法親王から伝法灌頂を受けている。『血脈類集記』によれば、「能寛律師（貞暁改、年二十一、勝宝院法印、右大将源頼朝息、寛喜三年二月二十日卒、四十六）」とあり、<sup>(11)</sup>貞暁と能寛が同一人物であることが分かる。このように



『尊卑分脈』は、僧侶の改名に気づかないまま、同じ人物を別人として列記することがある。以上からして、『尊卑分脈』の「聖尊〈大僧正〉」⇨「静尊〈大僧都〉」と「兼寛〈東、法印〉」は同一人物と考えてよい。

ところが、ここで新たな問題が浮上してくる。『一身阿闍梨補任次第』に、「静尊〈東大寺、法印大僧都、松殿息〉」の記載があり①、この人物がこれまで論じてきた兼寛⇨静尊である。一身阿闍梨は貴種一代限りに認められた特別の阿闍梨職であり、受戒して間もない時期に師匠の申請によって補任される。静尊を補した年は不明であるが、『一身阿闍梨補任次第』の記載配列からして、建仁元年(一一〇一)ごろに任じられたと思われる。ところが、先の想定によれば、静尊は承元四年(一一一〇)の法隆寺別当解任までは兼寛と名乗っており、その後、静尊に改名したはずである。一身阿闍梨に補任された時期は兼寛の名であったはずなのに、『補任次第』は「静尊」と記している。二人はやはり別人なのか。

しかし、これは編纂物という『一身阿闍梨補任次第』の史料的特質に原因がある。一身阿闍梨に任じられた後に改名した僧侶の場合、『補任次第』では改名後の名を掲載した事例を他にも確認することができる。たとえば、『一身阿闍梨補任次第』は「覚快〈山、無品親王、天台座主行玄解文、同宮第七〉<sup>(鳥羽統)</sup>」「慈円〈法務大僧正、座主、法性寺殿息〉」と記載しているが、覚快の初名は行理であり、久安二年(一一四六)に行玄座主の奏で十三歳で一身阿闍梨に任じられ、永万元年(一一六五)に、行理から覚快に改名している。また、慈円の初名は道快であり、嘉応元年(一一六九)に覚快の申請で十六歳で一身阿闍梨に任じられたが、養和元年(一一八二)に道快から慈円に改名している<sup>(註)</sup>。さらに重要なのは、先にも触れた松殿基房の子、行意⇨良観の例である。史料を検索すると、良観から行意への改名は正治二年(一一〇〇)九月から建仁二年(一一〇二)十月の間であることが分かる

が、『補任次第』は「行意（寺、僧正、定惠親王解文、松殿息、建久四五廿九）」とあって、建久四年（一一九三）段階の一身阿闍梨補任を行意の名で記している。『一身阿闍梨補任次第』にみえる名は、必ずしも補任時点の僧名ではなく、改名後の名を遡って記していることも多い。つまり、『一身阿闍梨補任次第』は静尊が一身阿闍梨に任命されたとするが、実際はその時の彼の名は兼寛であったのである。

話が複雑になったが、結論すれば静尊と兼寛は同一人物であり、『尊卑分脈』の松殿基房の子息「聖尊」は静尊の誤記であった。<sup>(14)</sup>以上の考察をもとに、次に松殿法印静尊および松殿僧正良基の事蹟について、改めて検討を加えておこう。

## 一一 松殿法印静尊

松殿法印静尊は、松殿基房（一一四五～一二三〇）と権大納言徳大寺公保女との間に生まれた。ただし、東寺観智院金剛蔵「真言付法血脈図」は兼寛（静尊）について「松殿小殿下息」と記し、醍醐寺蔵『伝法灌頂師資相承血脈』も「松殿小殿下」<sup>(15)</sup>としており、松殿基房の子である小殿下師家（一二七二～一二三八）の子とする説もある。判断がむずかしいが、とりあえず本稿では基房の子とし、後に兄師家の猶子になったと考えておく。生没年は不詳だが、建仁元年（一二〇二）ごろに一身阿闍梨に任じられており、この時に十五歳だったと仮定すれば、一一八七ごろの誕生ということになる。また、建長二年（一二五〇）ごろに亡くなったと考えられる。初名は兼寛であり、承元四年（一二二〇）の法隆寺別当解任後に静尊に改名した。

父親の松殿基房は藤原忠通の息であり、基房の兄弟には近衛基実・九条兼実・慈円などがある。松殿基房は永万二年（一一六六）に兄基実が早世したため摂政となり、以後、一三年にわたって摂関の地位にあったが、治承三年（一一七九）平清盛のクーデターによって流罪となり出家した。その後、赦免されたが、寿永二年（一一八三）、木曾義仲が平氏を追い落として入洛すると、基房は義仲と提携し、同年十一月、わずか十二歳の息子師家を摂政に就かせて実権を掌握している。しかし翌年正月の木曾義仲の敗死によって師家は解任され、基房・師家ともに政界の第一線から退くことを余儀なくされた。ただしその後も、有職故実に通じた長老として朝廷で重んじられ、後鳥羽院や九条道家から幾度も相談をうけている。

さて、兼寛（静尊）は建仁元年（一一〇一）ごろに一身阿闍梨に任じられ、建仁三年三月に最晩年の興然から印可を与えられた①②。興然は勧修寺慈尊院に住した碩学であり、儀軌や諸尊法に精通して『金剛界抄』『圖像集』『五十卷抄』などを著している。印可から半年後に興然が亡くなると、兼寛は成宝に従い、建永元年（一一〇六）十二月に成宝から伝法灌頂をうけた③。その讚衆は二〇口であり、何とか摂関家の子弟にふさわしい威儀を整えている。時に師の成宝は、東寺長者、勧修寺長吏、法隆寺別当、法務法印権大僧都であった。

承元元年（一一〇七）、兼寛は成宝の譲りによって法隆寺別当に補任された④。先の想定からすると、兼寛はまだ二十一歳の若さである。かなり無理な人事であるが、松殿基房に対する成宝の配慮とみてよい。兼寛は成宝から伝法灌頂をうけたとはいえ、なお修学の途上であり、成宝からの秘法伝受が継続していたはずである。そのため、法隆寺別当に任じられてからも、東大寺や勧修寺に居住するだけで、法隆寺に行くことがなかった。承元四年四月に成宝が東大寺別当に補任されると、興福寺大衆は法隆寺別当兼寛の解任と、維摩会講師重喜

の改替を求めて蜂起した。法隆寺は平安前期までは仁和寺・勸修寺・東大寺・醍醐寺の僧侶が別当に補任されていたが、院政時代から鎌倉時代末にいたるまで、ほぼ興福寺僧が独占している。その寡占を破ったのが、治承元年（一一七七）の雅宝と、正治元年（一一九九）の成宝、そして承元元年の兼寛という、三名の勸修寺系東大寺僧であった。それに対し興福寺は成宝の東大寺別当への就任を機に、法隆寺別当と維摩会講師に焦点をすえて反撃に出た。法隆寺をはじめとする南都七大寺は歴史の由緒が深く、その別当職を若輩の弟子に譲ったのは不当たとの言い分は、それなりに筋が通っている。また、前年の維摩会の際、東大寺精義が闕如したため、近衛家実は翌年の維摩会講師を勤仕させるという条件で、東大寺重喜に精義をつとめさせた。それに対し興福寺は「東大寺の凡人遂講の例は長らく存在しない。重喜の本師である義俊・義朗は、東大寺を代表する碩徳であったが遂講しないまま終わった」とし、維摩会講師は興福寺の僧侶につとめさせるべきだと主張した。

五月二日、興福寺三綱がこの要請を藤氏長者近衛家実に伝え、翌日院奏すると「法隆寺別当職はすでに兼寛に譲られているので、次回から師資相承を禁じることにする。維摩会講師については家実に任せる」と後鳥羽院は返答した。それに対し興福寺が繰り返し訴えたため、結局、(ア)七大寺別当職の師資相承を禁じ、すでに弟子に譲っている場合は師匠を別当に還補する、(イ)法隆寺別当は兼寛を改替して興福寺の範円法印を補任する、(ウ)維摩会講師は東大寺重喜を改め興福寺の良印法印につとめさせる、ことで結着した。<sup>16)</sup>兼寛は法隆寺の別当に就いていたとはいえ、居住はもとより拝堂すら行っていない。この点で付け入る隙を与えてしまったと言えるだろう。

この事件を機に兼寛は成宝のもとを離れ、名を静尊に改めて天王寺に移った。『西方指南抄』所収の『諸人

『靈夢記』は次のように記す。建暦二年(一二二二)正月二十五日、「天王寺の松殿法印御坊静尊」が「高雄寺」に参籠していた時、「ある貴所」の求めで阿弥陀経を書写していたが、うたた寝をして法然往生の瑞夢をみる。正月二十七日に「しらかわの御めのと」からの手紙で、二十五日の法然の往生を知らせてきたため、自分の夢が正夢であったことを知った、という⑥。この記事から、静尊の「めのと(乳母・乳父)」が白河に住んでいたこと、法然の往生が貴族社会でも話題になっていたこと等、興味深い事実が判明するが、重要なのは「天王寺の松殿法印御坊静尊」との表現である。神護寺に参籠中の静尊を、「天王寺の松殿法印御坊静尊」と呼んでいる。このことは、この時の静尊の拠点が天王寺にあったことを示している。<sup>(17)</sup>

建暦二年当時の四天王寺別当は青蓮院門跡の真性(以仁王息)であり、当時、延暦寺と園城寺とで別当職をめぐって激しく争っていたが、勧修寺流の僧が別当になることはなかった。したがって「天王寺の松殿法印御坊静尊」と記されていても、静尊が天王寺別当であったわけではない。静尊と天王寺との関係は不明というしかないが、関白基房はもともと四天王寺の叡覚法印を鼻肩にしたし、静尊の兄の松殿師家は天王寺関白とも呼ばれ、四天王寺別院に住してそこで出家・死没している<sup>(18)</sup>。松殿家と四天王寺は相当関わりが深い。恐らく静尊は、四天王寺の僧侶と師弟関係をむすび、名を静尊に改めてその院主におさまろうとしたのだろう。ただし、何があったか、やがて静尊は京都に見切りをつけて鎌倉に赴いた。

鎌倉で静尊が最初に登場するのが、貞応二年(一二三三)六月の千日講結願導師である⑦。將軍実朝は建保七年(一二一九)正月二十七日に暗殺され、勝長寿院の傍らに葬られたが、『吾妻鏡』同年十一月二十七日条によれば、北条政子は実朝の追福のために、勝長寿院の近傍に五仏堂を建て、著名な山門系浄土教家である毘沙門

堂明禪を京都から招いて造立供養の導師をつとめさせている。その後、北条政子の御願で五仏堂において実朝の菩提を祈る千日講が始行された。千日の間、法華経を読誦讚嘆する講会であるが、貞応二年六月に結願していることから、承久二年(一二三〇)十月ごろに始められたのであろう。結願の時には北条政子の参列のもと、静尊がその導師をつとめた。

この結願供養から一〇日余り後の七月九日に、「北条政子二位家仮名御書」と北条義時による関東下知状が出されて、摂津国小真上庄地頭職を静尊に宛行っている(⑧)。この時期の政子は実質的な鎌倉殿の地位にあつたうえ、この地頭職はもともと関東御領であつた。その点からすれば、この補任は政子の個人的なものというよりは、鎌倉殿としての立場からの宛行いと考えてよいだろう。残念ながら「二位家仮名御書」が残っていないため、その意図が不明だが、結願導師への謝礼としては地頭職はあまりに重い。恐らく静尊は結願導師だけでなく、承久の乱の前よりこの千日講を中心となつて担つたのではあるまいか。

このように静尊は、鎌倉ではまず顕教で名をあげた。静尊の師の成宝は法勝寺八講の講師を歴任した顕密兼学の僧侶であつた。法華経の知識は師からも授けられたであらう。しかも静尊は、(ア)法隆寺別当を解任された後に四天王寺に拠点を置いた、(イ)高雄参籠の際に阿弥陀経を書写していた、(ウ)面識はないものの法然の存在に関心をもつていたことからして、別当解任後の静尊は、来世の祈り、つまり浄土教に力点を置くようになったのではあるまいか。

やがて静尊は本格的に幕府の密教祈禱に従事することになる。鎌倉での静尊の所職は不明であるが、安貞三年(一二三九)三月の天変祈禱では金輪の信濃法印道禪、北斗の大進僧都観基とともに愛染王を修したし、寛喜

三年(二二三二)十月の日蝕では静尊・観基と宰相律師に三壇御修法が命じられた(9)(10)。また貞永元年(二二三二)閏九月の慧星祈禱では、一字金輪法と北斗法を担当している(11)。この時期の鎌倉真言派は定豪とその一門が中心であったが、静尊は勧修寺流として一定の存在感を示していた。

それが破綻するのが、文暦元年(二三四)七月の竹御所の産死である。竹御所は源頼家の遺児であり、将軍九条頼経の妻室であった。頼家には五人の子がいたが、男子四名はすべて亡くなっている。嫡子の一幡は比企氏の乱で没し(二〇三年)、栄実は和田氏の残党に擁立されて自害し(二一四年)、公暁は実朝を暗殺して殺され(二二九年)、禅暁は公暁との関係を疑われて殺害された(二二〇年)。頼家の子で唯一生き残ったのが竹御所であり、彼女は頼朝の血を受け継いだ、ただ一人の人物であった。そこで寛喜二年、彼女は將軍頼経と結婚した。二人の子供に將軍職を継承させれば、頼朝の血筋を維持することができるからである。ところが最初の御産で、竹御所もその子も亡くなってしまふ。鎌倉幕府の将来にかかわる重大な産死であった。

静尊は金輪法を修していたが、竹御所が亡くなると逐電したし、安祥寺良瑜も逐電した(12)。さらに御産祈禱の中心であった定豪は、この責任をとって東大寺別当と東寺二長者を辞任している。竹御所の死の重大さがかがえる。ただし、定豪はほぼ一年の謹慎のあと鎌倉で祈禱活動を再開しているし、良瑜も三年後より幕府祈禱を行っている(13)。しかし、静尊については、この後の祈禱は京都でも、鎌倉でも、一切確認することができない。逐電した静尊はどこに行ったのであろうか。それをうかがわせるのが、弟子信成の動向である。

静尊の入室の弟子である信成は、寛元元年(二四三)七月、鎌倉の明王院北斗堂で行われた憲深から守海への伝法灌頂に色衆として参加しているし、建長元年(二四九)五月には鎌倉佐々目遺身院で行われた守海から

行禪への伝法灌頂にも色衆として出仕している。信成は鎌倉にいた。<sup>(20)</sup>一方、静尊は寛元四年に、信成への讓状を書いている<sup>(14)</sup>。

讓与 撰津国小真上領事

右、此所者關東御領也、先年下向之時、自<sup>(北条政子)</sup>故<sup>(北条政子)</sup>二位殿<sup>(北条政子)</sup>所<sup>(北条政子)</sup>志給<sup>(北条政子)</sup>也、而權律師信成爲<sup>(北条政子)</sup>入室弟子<sup>(北条政子)</sup>之上、依<sup>(北条政子)</sup>

懇志旁不<sup>(北条政子)</sup>淺、令<sup>(北条政子)</sup>讓与<sup>(北条政子)</sup>者也、但於<sup>(北条政子)</sup>存日<sup>(北条政子)</sup>者知行之条、如<sup>(北条政子)</sup>本不<sup>(北条政子)</sup>可有<sup>(北条政子)</sup>相違、一期之後、以<sup>(北条政子)</sup>此状<sup>(北条政子)</sup>、早申<sup>(北条政子)</sup>預御下文、可<sup>(北条政子)</sup>致<sup>(北条政子)</sup>其沙汰<sup>(北条政子)</sup>之旨、能<sup>(北条政子)</sup>々令<sup>(北条政子)</sup>契約<sup>(北条政子)</sup>畢、仍所<sup>(北条政子)</sup>讓与<sup>(北条政子)</sup>如<sup>(北条政子)</sup>件、

寛元四年六月七日  
<sup>(静尊)</sup>在判

北条政子から授けられた撰津国小真上庄について静尊は、存命中はなお自分が知行するが、死没後は「懇志」に心えて、信成に讓与すると約束している。弟子信成が静尊に示した「懇志旁不<sup>(北条政子)</sup>淺」との表現は、寛元四年時点で信成が師の静尊の面倒をみていることを示唆しており、信成・静尊ともに鎌倉に滞在していると考えてよいだろう。傍線「先年下向之時」との表現も、静尊が鎌倉にすることを示唆している。そもそも静尊が鎌倉から逐電して京都に戻ったのであれば、幕府の許可なしの無断帰洛ということになり、小真上庄を維持することができなかつたはずである。静尊が最後までそれを領有していた事実は、彼が鎌倉に滞在していたことを示している。密教祈禱の第一線から退いたものの、幕府の了解のもとで、勝長寿院あたりで実朝・政子の菩提を弔っていたのではあるまいか。

建長二年(一二五〇)十二月、静尊の讓状に任せ、信成を撰津国小真上庄地頭職に補任する下文が出ている<sup>(17)</sup>。「一期之後」に讓状に任せて下文を申請するように、静尊が申し置いていたことからすれば、静尊はこ



の少し前に鎌倉で亡くなったと考えてよい。

### 二 松殿僧正良基

松殿僧正良基(？～一三〇八)は松殿基房の孫であり、松殿大納言忠房(一一九三～一二七三)の子である。公名は松殿もしくは大納言であるが、父の藤原忠房の極官が大納言であり、また松殿と称していたことからして、良基の公名はいずれも父忠房に由来している。忠房は元仁元年(一二三四)以来、大納言に二三年間在任したが、松殿家の退勢もあって、ついに大臣となることなく終わった。鎌倉山門派の承教権僧正(？～一三〇五)および良忠法印(生没年不詳)は良基の兄弟にあたるし、同じく鎌倉山門派で『阿婆縛抄』の編者でもある承澄は従兄弟にあたる。

良基は定豪(一一五二～一二三八)の最晩年に入室している。父忠房の要請にもとづくものだろう。鶴岡八幡宮別当定豪(一一五二～一二三八)は承久の乱後の鎌倉真言派の中心人物であるが、それだけでなく、乱後、二〇年近くにわたって東国仏教界全体の核となった。嘉禎二年(一二三六)十二月には、九条道家と幕府との協議によって、定豪が東寺一長者に補任された。下級貴族出身の定豪が、幕府の力を背景に真言宗の最高位に登りつめたのである。松殿忠房は息子を定豪に託すことによって、良基の将来を切り開こうとした。

一身阿闍梨の補任を経て、良基は寛元二年(一二四四)に法眼に叙されている(13)。一身阿闍梨の申請は師が行うのが通例である。定豪はすでに亡くなっているのに、定豪の嫡弟である定親が申請をしたと考えられる。

鶴岡八幡宮別当定親は定豪のあと東国仏教界のトップに就いたが、他方では仁治二年（一二四二）正月に東大寺別当に任じられ、翌年末には東寺長者、さらに仁治四年正月の後七日御修法の大阿闍梨をつとめていて、京都でも重んじられている。こうした中で、良基の一身阿闍梨を申請したのであろう。

宝治元年（一二四七）三月、將軍頼朝御祈のため不動尊と慈慧大師像の摺写が行われ、その供養導師を良基がつとめた。これが良基の鎌倉での活動の初見である。二十歳前後に成長した良基が予定どおり、鎌倉に進出したのであろう。ところがこの頃、鎌倉の政局は激変していた。これまで鎌倉の顕密仏教は將軍九条頼經の主導で発展してきたが、寛元四年（一二四六）の宮騒動で頼經は追放され、九条家とゆかりの深い顕密僧も帰洛している。さらに宝治元年六月に宝治合戦がおこると、鶴岡別当定親の妹が三浦泰村に嫁していたこともあって、定親は鎌倉から追放された。承久の乱後、定豪―定親が東国仏教界の中心であったが、宝治合戦を契機に北条時頼は鎌倉真言派の隆盛に歯止めをかけ、鎌倉の顕密仏教界を縮小させるとともに、それを寺門派の隆昇に全面委任した。良基が幕府僧として本格的に活動しようとした矢先、鎌倉真言派は冬の時代を迎えるのである。

建長元年（一二四九）良基は定清から大門寺で伝法灌頂をうけた<sup>(16)</sup>。大門寺別当定清（一一八五―一二八〇）は御家人後藤基清の息で、後藤基綱の弟でもある。定豪の側近として活躍したが、定豪亡きあと、醍醐寺実賢に近づき仁治三年（一二四二）に実賢より重受した。実賢大僧正（一一七六―一二四九）は醍醐寺の僧侶で、宝治合戦の折りには京都で北条時頼方として祈禱を行い、宝治二年（一二四八）には醍醐寺僧として一〇〇年ぶりに東寺一長者に補されている<sup>(21)</sup>。低迷期を迎えた鎌倉真言派にあって、それを中心となって支えたのが定清である。定清から伝法灌頂をうけた良基は、間もなく、定清とともに鎌倉真言派の中心人物となってゆく。

まずは祈雨祈禱である。建長四年五月に良基(東密)、太政法眼親源(山門)、定清(東密)らに祈雨祈禱が命じられたし、翌年五月にも、道禪(寺門)、定清(東密)、尊家(山門)、親源(山門)、良基(東密)に祈雨祈禱が命じられた(18)(19)。定清・良基の師弟が鎌倉真言派の中軸となったことがわかる。

良基の地位をよく示すのが、正嘉元年(一二五七)十月の大慈寺供養と翌年六月の勝長寿院供養、それに永福寺別当の就任である。まず大慈寺および勝長寿院の供養について。幕府は供養の曼陀羅供大阿闍梨を闡で選任したが、その候補となったのは、大慈寺の場合は安祥寺僧正良瑜(東密)・松殿法印良基(東密)・左大臣法印嚴惠(東密)・若宮別当僧正隆弁(寺門)・三位僧正頼兼(寺門)らであり、勝長寿院供養では安祥寺僧正良瑜(東密)・松殿法印良基(東密)・左大臣法印嚴惠(東密)・左大臣法印嚴惠(東密)・若宮別当僧正隆弁(寺門)・日光法印尊家(山門)の五名である。闡の結果、大慈寺供養は頼兼、そして勝長寿院供養の大阿闍梨は良基が選ばれた(21)(23)(24)。闡での選任は偶然であるが、重要なことは良基が候補者五名の中に名を連ねていることである。師の定清はまだ活動中であったが、良基は定清を押しつけて候補に選ばれている。いずれの供養も鎌倉幕府の晴れ舞台ともいべき場であった。良基はこの時期、鎌倉の顕密仏教界屈指の僧侶として認定されていたのである。

良基の鎌倉での所職は永福寺別当である。「永福寺号二階堂別当次第」は次のように記す。<sup>(25)</sup>

寺  
行勇、房法印  
良瑜 安祥寺僧正  
良基 松殿僧正  
寺  
道慶 御室戸大僧正  
寺  
房源 宮内卿法印

九条頼経の信頼の篤い道慶は、安祥寺良瑜に代わって永福寺別当となったが、寛元四年(一二四六)七月に頼経が追放されると、道慶もまた鎌倉の所職を捨てて同心帰洛した。それに代わって禅律僧の般若房了心が別当に

任じられるが、了心は建長七年(二二五)に東大寺大勧進に補任され、正嘉元年(二二五七)七月二十七日に没している。<sup>(24)</sup>このことからして、良基は建長七年もしくは正嘉元年に永福寺別当に補任されたのであろう。鎌倉の顕密仏教界は、鶴岡八幡宮・永福寺・勝長寿院の三ヶ寺が中心となって運営されていたが、良基はそのトップ三の中に入った。

良基の活動で特に顕著なものが、験者としての祈禱である。御産や病悩の験者を頻繁につとめている。まず御産では、文永元年(二二六四)四月の惟康親王の誕生祈禱で御験者をつとめたし、翌年九月の將軍御息所の姫君誕生でも御験者をつとめた<sup>(34)~(37)</sup>。また病悩では、建長八年九月、將軍宗尊が赤班瘡となった折りに、良基と嚴恵が薬師護摩を修した。文応元年(二二六〇)八月の宗尊の赤痢では、良瑜・良基・最信・嚴恵ら七口で七座法などを勤仕し、その勸賞として十二月に良基が権僧正に補され、その尻付には「御験者賞」と記されていたという<sup>(26)(27)</sup>。文永三年四月の宗尊の病でも良基に験者が命じられた<sup>(38)</sup>。また、弘長三年(二二六三)十一月の北条時頼の病では猷身の祈禱を行っている。千手菩薩像の供養導師、五穀を断つての昼夜不断千手陀羅尼の読誦、不動護摩による三時護身などを行ったが、時頼を救うことができなかつた<sup>(31)~(33)</sup>。験者との記載はないものの、これまた験者としての活動と考えてよいだろう。

以上の祈禱活動について、二つの問題がある。第一は験者とは何か、である。一般に験者は、御産・病悩に際し加持祈禱を修して験徳をあらわす行者と考えられているが、それだけでは十分でない。なぜなら、史料には「御験者」だけでなく、「副験者」「脇験者」の語がみえている。<sup>(25)</sup>このことは「御験者」は普通名詞ではなく、祈禱の際に任じられるポストであることを示している。ただし、験者は護持僧とも異なる。弘長三年の宗尊御

息所御産の場合、「御験者大納言僧正、護持僧大式法印」とあるし、嘉禎四年(一二三八)に行われた將軍頼經の凱旋上洛では、「護持僧岡崎法印成源(良基)、御験者公覚僧都・隆弁律師・頼暁律師」とみえていて、護持僧と験者が異なることを示している。<sup>(26)</sup>恐らく護持僧が平時からの恒常的な護持祈禱に携わる僧侶であるのに対し、験者は御産・病悩など特定の個別的な祈禱の際に任じられるものだろう。ただし御験者には三名・五名と複数(良基)が補任された例も多く、験者それぞれに彼を補佐する副験者が任じられる場合もあった。そして少なくとも一二六〇年代前半では、良基は鎌倉でもっとも活躍した験者であった。

第二は將軍宗尊の「御験者賞」によって、良基が権僧正に補任されたことである。北条時頼・時宗の時代(一二四六―一二八四)に、権僧正以上の官位をもった鎌倉の顕密僧は、東密では良瑜・良基・定清の三名、山門では良信・承澄・最源の三名、寺門では道禪・隆弁・頼兼の三名の計九名しかいないが、良基がその一人となつた。<sup>(27)</sup>特に重要なのは、良基が権僧正に補任された時に、尻付に「御験者賞」と記されていた事実である。これは將軍宗尊親王の「御験者」としての祈禱を讃えて、朝廷が良基を権僧正に昇進させたことを示している。

鎌倉もふくめた全国の顕密僧の官位叙任権は朝廷が握っていたが、官位昇進のポイントとなるのは公請の勞である。そして、源氏將軍や撰家將軍への祈禱は公請とは認定されなかった。そのため鎌倉の顕密僧の官位昇進は容易でなかったが、宗尊は親王將軍であるため、親王への祈禱奉仕が王家への奉仕とみなされた。將軍への「御験者賞」が公請として認定されたのは、親王將軍時代になってからのことであり、古くからのものでは決してない。

このほか、良基は正嘉元年(一二五七)の月蝕祈禱を命じられたし<sup>(28)</sup>、弘長三年四月や六月には月初めから

の祈禱に携わっており、將軍護持の旬日祈禱の一員であったようだ<sup>(29)</sup><sup>(30)</sup>。また、弘長三年三月には東寺での弘法大師御影供の執事役を良基がつとめている<sup>(28)</sup>。これは実質的に御影供の費用負担をする役職であり、東寺門徒に課されたものであるが、鎌倉の良基も真言宗徒としての義務に応じている。

このように良基は験者として顕著な活躍をみせたが、それが彼の運命を狂わせる。將軍御息所近衛宰子(一二四一〜?)との密通である。宰子は岡屋関白近衛兼経の娘で、深心院関白近衛基平の姉にあたる。北条時頼の猶子となって文応元年(一二六〇)に將軍宗尊の正室となり、宗尊との間に惟康王や掬子女王をもうけた。良基は験者として近侍していたこともあって、懇ろになったのである。文永三年(一二六六)六月、二人の密通が露顕して良基は逐電する。ところが事態は思わぬ方向に進み、北条時宗はこのスキャンダルを機に將軍宗尊の追放を決めた。宗尊側近の陰謀が発覚したというのである。七月二十日には宗尊が京都に追却され、二十四日には宗尊の子の惟康王に征夷大將軍の宣下がくだった。後嵯峨院は幕府に配慮して宗尊を義絶したが、十一月には東使が派遣されて、義絶の撤回と、宗尊への所領寄進を申し入れている。また、宗尊御息所と姫君も十一月に上洛し、幕府は御息所にも所領を寄せた<sup>(39)</sup><sup>(41)</sup>。

鎌倉から逐電した良基は翌文永四年に高野山で断食死を遂げ、御息所も同年九月に出家した。良基の遺弟はその後長らくその追福を営んだが、実は断食死は嘘であった。実際は良基は御息所と夫婦となって京都で暮らしており、それを誤魔化すためにニセ情報を意図的に流布させていたのだ。ところが、弘安四年(一二八二)、御息所の御所で、某親重なる人物が河原院主道律上人を討つ事件が起こり、篝屋武士が犯人を拘束している。これがきっかけとなって、二人の夫婦関係が発覚した。幕府は御息所に寄せていた越前国坂北庄を没収して、

不快感を示している。<sup>(28)</sup>

それから一〇年あまりたった永仁二年(二九四)四月、良基は再び鎌倉に現れる。そして、北条貞時の側室である播磨局の御産祈禱の験者を希望し、騒動を起こした<sup>(43)</sup>。ここに登場する良基僧正を、松殿良基と同一人物と考えてよいかは検討を要する。良基はここで御産験者を希望しているが、これまで松殿良基は御産・病悩の験者として活動しており、職能が一致する。また、験者の希望が叶えられないと「干死<sup>ひじ</sup>」すると駄々をこねているが、この「干死」はかつての虚言の断食死を連想させる。しかも同時代で良基僧正なる別の人物を確認することができないし、年齢的にも問題がない。

以上からして、永仁二年や四年の良基僧正は、松殿良基と同一人物と判断してよい。御息所と死別(離別)した後、鎌倉で再起をはかったのであろう。ただし、良基は「今度験者所望不<sub>レ</sub>達者、忽可<sub>二</sub>干死<sub>一</sub>」<sup>(29)</sup>と行って大騒ぎをしており、これ以前にも、御産験者の希望が叶わなかったことが分かる。良基の鎌倉下向は、永仁二年以前にさかのぼることになる。とはいえ、永仁二年十月の播磨局の出産記事には良基の名がみえない。良基の希望は今回も叶えられなかった。こうした不満もあったのか、永仁四年十一月、吉見義世の謀反に加担したとして良基は陸奥に流罪となった<sup>(44)</sup>。吉見義世は源範頼の子孫であり、武蔵国吉見荘を本貫とする武士であるが、事件の詳細は不明なもの、この謀反で打ち首となっている。<sup>(30)</sup>良基のその後の事蹟は不明であり、延慶元年(二三〇八)十二月に亡くなったという<sup>(45)</sup>。

おわりに

以上、二人の松殿法印について検討してきた。これによって、これまでまったく知られていなかった松殿静尊の事蹟を明らかにすることができたし、取り扱いの難しかった松殿良基の事蹟を確定することができた。また『尊卑分脈』『一身阿闍梨補任次第』がもつ史料的問題が判明したことも成果といえるだろう。とはいえ、鎌倉の顕密仏教界の全貌を明らかにするには、なお課題が山積みである。ゴールはまだ茫漠としていて視界にすら入ってこないが、ともかくも一歩一歩、作業を積み重ねてゆきたい。

注

- (1) 佐々木馨『中世国家の宗教構造』（吉川弘文館、一九八八年）、同『中世仏教と鎌倉幕府』（吉川弘文館、一九九七年）、同『顕密仏教と王権』（『岩波講座 天皇と王権を考える』四、岩波書店、二〇〇二年）
- (2) これまでの拙論の概要は、「鎌倉の顕密仏教と幕府」（『京都女子大学宗教・文化研究所研究紀要』二六、二〇一三年）を参照されたい。
- (3) たとえば拙稿「鎌倉中期における鎌倉真言派の僧侶」（『待兼山論叢』史学篇四三号、二〇〇九年）。
- (4) 『釈家官班記』（訳注日本史料『寺院法』集英社、二〇一五年、三〇頁）、『騫驢嘶余』（『群書類従』二八一―四七頁）
- (5) 慈円（『門葉記』卷一二八（『大正新脩大藏経』圖像部一二二））、最守（同）、尊恵（『新日吉社別当相続次第』（『妙法院史料』五一―三四頁））
- (6) 円基（『校訂増補天台座主記』一七八頁上欄）、良恵（『東寺長者補任』（『続々群書類従』二一五―九五頁））、慈禪（『門



葉記』巻二二九、道玄(同)、慈実(同)

- (7) 拙著『歴史のなかに見る親鸞』(法藏館、二〇一二年、二七頁、表2)
- (8) 寛元四年六月七日靜尊所領讓狀案(鎌倉遺文』六七一一号、弘長三年七月四日信成讓狀案(同』八九七二号)
- (9) 新訂増補国史大系『尊卑分脈』一一八一頁
- (10) 『尊卑分脈』一一八二頁、「五壇法記」(東寺文書、丙外二二号)
- (11) 『尊卑分脈』三二二九七頁、「血脈類集記』卷八(『真言宗全書』三九一—一六八頁)
- (12) 『一身阿闍梨補任次第』(『興福寺叢書』一一四三三頁)、覚快(『門葉記』卷二二八)、慈円(同)
- (13) 『明月記』正治二年九月十二日条によれば、「良観(松殿子、衛門佐腹、隆仲兄)」は雅成親王の誕生祈禱の勲賞を師の「真寛僧都」に譲っているが、建仁二年十月には、後鳥羽院御祈の七壇北斗法を「法印行意(松殿御息)」が勤仕しており(『門葉記』巻二六二—五〇五頁)、これ以降は行意の名で一貫している。
- (14) 勸修寺流の「松殿法印」の候補は他にも存在する。東大寺別当であり、勸修寺別当でもあった聖基権僧正(一一二〇—四一六七)は、松殿基房の孫であり、左大臣隆忠の子である。しかし、聖基は嘉祿元年(一一二五)の維摩会研学堅義を東大寺「聖基」の名で勤仕しているし(『維摩会講師次第』(『京都府立総合資料館紀要』一八)、天福二年(一一三三)には東大寺三論宗僧綱解案に「法印大和尚位聖基」と署名している(『鎌倉遺文』四六六六号)。「松殿法印」が鎌倉で活動していた時期に、奈良で「聖基」の名で活動しており、両者は別人である。また、醍醐寺座主勝尊(生没年不詳)は松殿基房の孫であり、師家の子であり、松殿を公名としている。しかし勝尊は醍醐寺三宝院流・金剛王院流の人物であつて、勸修寺とは関わりがない上、寛元二年(一一二四)六月、実賢が僧正を辞して弟子の「勝尊法印」を権僧正にしたし(『東寺長者補任』)、寛元三年には「権僧正法印大和尚位勝尊」が醍醐寺座主に任じられている(『寺家雑筆至要抄』(『醍醐寺文化財研究所研究紀要』二〇、永村眞翻刻)。これまた、鎌倉の「松殿法印」とは別人である。
- (15) 「真言付法血脈図」(『成田山弘教研究所紀要』二九、湯浅吉美翻刻)、醍醐寺藏『伝法灌頂師資相承血脈』(『醍醐寺文化財研究所紀要』一、八六頁)

(16) 「法隆寺別当次第」(『京都府立総合資料館紀要』一八)、『法隆寺別当次第』(『続群書類従』四下―八〇三頁)、『猪隈関白記』承元四年五月二日条、六月二十一日条、『維摩会講師研学豎義次第』承元四年条(宮内庁書陵部、下巻釈文)。なお、法隆寺別当を『猪隈関白記』「法隆寺別当次第」は「兼寛」とするが、『法隆寺別当次第』は兼光、『維摩会講師研学豎義次第』は「兼寛」とし混乱がみられる。これらは「兼寛」が正しい。

(17) 『東大寺統要録』によれば、東大寺別当成宝が建暦二年三月十四日に東大寺華嚴会を再興するが、その折りの前駆に「静尊」の名がみえる(『続々群書類従』一―二五〇頁)。この時点での静尊はすでに僧都・法印の官位をもっており、前駆をつとめるには官位が高すぎるため、この「静尊」は松殿静尊とは別人と判断した。なお、神護寺文書によれば、貞応年間に神護寺領紀伊国掛田庄と、高野山領静川庄との間で境相論が起きた時、東寺長者と「松殿法印御房」が高野山側になつて、この問題に関与している(『鎌倉遺文』三二四一号)。この時期の静尊の官位が法印であり、また真言宗にかかわる案件だけに、ここにみえる「松殿法印御房」が静尊であつた可能性もある。後考を期したい。

(18) 『天王寺旧記』承安三年十二月十六日条、寿永二年三月十六日条、貞応三年二月条、嘉禎四年十月四日条(『続群書類従』二七下―三三六頁)、『民経記』寛喜四年三月十六日条、『百鍊抄』貞永元年九月六日条、『吾妻鏡』嘉禎四年十月四日条

(19) 良瑜については前掲注(3)拙稿、定豪については拙稿「定豪と鎌倉幕府」(『古代中世の社会と国家』清文堂、一九八八年)を参照。また、野口実「竹御所小論」(『青山史学』一三、一九八八年)、小野翠「竹御所と石山尼」(『公武権力の変容と仏教界』清文堂、二〇一四年)を参照されたい。

(20) 『報恩院入壇資』(『続群書類従』二六上―三三四頁)、『血脈類集記』卷二一(『真言宗全書』三九―三三七頁)

(21) 実賢・定清については、前掲注(3)拙稿、高橋慎一郎『中世都市の力』(高志書院、二〇一〇年、二二七頁)を参照。

(22) 太政法眼親源については特定するのが難しいが、この人物は北畠雅家の息で、天台座主になつた親源檀那院大僧正のことだろう。『師資相承血脈』乾(東京大学史料編纂所蔵)は、勝長寿院別当良信の灌頂弟子として「親源(右衛門督)」の名を挙げている。檀那院親源の兄の師親は右衛門督に就任しているし、一門の久我通光が太政大臣となつて

おり、公名が一致する。また、寛元三年十月の祈禱（『門葉記』巻一四）のあと、一〇年以上にわたって京都の史料から親源の名が消える。以上からして、若き日の檀那院親源と考えられる。

(23) 「永福寺（号二階堂）別当次第」（実相院文書二六一—二二六）。なお、「類聚長者補任」所収の「永福寺別当次第」も同内容である（国立歴史民俗博物館蔵、廣橋家旧蔵記録文書典籍類一〇—一一三）。

(24) 「花宮山阿弥陀寺開基代々国司職」（山口県史料 中世編）上、『経俊卿記』正嘉元年八月七日条。なお、吉川聡「東大寺大勧進文書」の研究（『南都仏教』九一、二〇〇八年）を参照。

(25) 寛喜三年の四条天皇の誕生祈禱では、御験者尊性・良尊にそれぞれ二名ずつの「副験者」が任命された（『民経記』寛喜三年二月十二日条）。また文永四年の後宇多天皇の誕生祈禱では、御験者静仁の勳賞として「僧都幸然（副験者）」が法印に叙されたほか（『吉統記』文永四年十二月一日条、建治二年十一月十七日および弘安二年六月二十八日の皇子誕生祈禱でそれぞれ「副験者」に勳賞が与えられているなど（『門葉記』巻一七二）、副験者の例は多い。協験者は「満濟准后日記」応永三十二年二月五日条・七月二十五日条を参照。なお鎌倉幕府の験者については、橋本初子「関東と密教僧」（『三浦古文化』五五、一九九四年）を参照されたい。

(26) 『吾妻鏡』弘長三年十一月二十三日条、嘉禎四年正月二十八日条

(27) 前掲注（2）拙稿の表1を参照。

(28) 『勘仲記』弘安四年七月六日条・閏七月八日条、『新抄』文永四年二月十四日条。また、山本みなみ「近衛宰子論」（『紫苑』九、二〇一一年）、永塚昌仁「鎌倉殿護持僧についての一考察」（『山形大学歴史・地理・人類学論集』八、二〇〇七年）を参照。

(29) 『親玄僧正日記』永仁二年四月二十三日条・十月二十一日条（『中世内乱史研究』一六）。なお、日光僧正源恵が正応三年五月八日に「相州思人（播磨局）難産」により、冥道供を修している（『門葉記』巻七〇）。湯山学「北条貞時の思人・播磨局浄泉」（同『相模国の中世史』上、私家版、一九八八年）を参照。

(30) 『保暦間記』（『群書類従』二六一—五二頁）、大護八郎「吉見氏の盛衰」（『源範頼』戎光祥出版、二〇一五年）

表1 松殿法印の関連記事

元号年(西暦)月日	記事内容と出典
①建仁元(一一〇一)乙未	静尊に一身阿闍梨の宣下、東大寺、法印権大僧都、松殿息『一身阿闍梨補任次第』
②建仁三(一一一三)乙酉	興然が兼寛法印、松殿小殿下の子に印可「真言付法血脈図」
③建永元(一一三〇)乙未	成宝が兼寛大僧都に伝法灌頂、松殿の子、讚衆三〇、師主法印権大僧都法務『血脈類集記』七二六
④承元元(一一三〇)乙未	兼寛が成宝の譲りによって法隆寺別当に。松殿御子息「法隆寺別当次第」
⑤承元四(一一三三)乙酉	興福寺の訴えにより法隆寺別当兼寛僧都を改替し範円法印権大僧都を補任『猪隈閑白記』
⑥建暦二(一一三三)乙酉	「天王寺の松殿法印(静尊)」が高雄参籠の際に法然往生の瑞夢をみる『諸人霊夢記』
⑦貞応二(一一三三)乙未	五仏堂での千日講が結願、導師は「松殿法印」『吾妻鏡』
⑧貞応二(一一三三)乙未	関東下知状で摂津国小真上を「松殿法印御坊」に宛行う『鎌』三三〇
⑨寛喜二(一一三三)乙未	天変祈禱を始行、「愛染王(松殿法印)」など『吾妻鏡』
⑩寛喜二(一一三三)乙未	「松殿法印」らに二〇〇一の日蝕祈禱を命ず『吾妻鏡』
⑪貞永元(一一三三)乙未	天変祈禱を始行。一字金輪と北斗法を「松殿法印」が勤仕『吾妻鏡』
⑫文暦元(一一三三)乙未	九条頼経室の竹御所が産死(七七)。「逐電人」に「松殿法印(金輪)」『明月記』
⑬寛元二(一一四〇)乙未	僧事。「良基」を法眼に叙す『平戸記』
⑭寛元四(一一四二)乙未	静尊が入室の弟子「権律師信成」に宛て摂津国小真上の讓状を記す『鎌』六七二
⑮宝治元(一一七一)乙未	將軍頼嗣御祈のため不動尊と慈悲大師像の摺写供養。導師は「松殿法眼」『吾妻鏡』
⑯建長元(一一四九)乙未	定清が大門口で「良基」に伝法灌頂。色衆三、権僧正、一身阿闍梨『血脈類集記』二二三〇
⑰建長二(一一五〇)乙未	「松殿法印坊寛元四年六月七日讓状」に任せ権律師信成を小真上の地頭に補任『鎌』七六〇
⑱建長四(一一五二)乙未	祈雨御祈。「松殿法印良基」や加賀法印定清らが勤仕『吾妻鏡』
⑲建長五(一一五三)乙未	炎旱のため祈雨祈禱を道禪、定清、尊家、親源、「良基」に命ず『吾妻鏡』
⑳建長八(一一五六)乙未	宗尊の不例により、「松殿法印良基」らが薬師護摩を修す『吾妻鏡』
㉑正嘉元(一一五七)乙未	大慈寺供養曼陀羅供の大阿闍梨の候補に「松殿法印良基」らが挙がる『吾妻鏡』
㉒正嘉元(一一五七)乙未	月蝕祈禱に「松殿法印良基」、正見『吾妻鏡』
㉓正嘉二(一一五八)乙未	鬮により勝長寿院供養曼陀羅供の大阿闍梨を「松殿法印良基」に決定『吾妻鏡』
㉔正嘉二(一一五八)乙未	勝長寿院供養。曼陀羅供の大阿闍梨は「松殿法印良基」、職衆三〇『吾妻鏡』
㉕文応元(一一六〇)乙未	宗尊の意向で祈禱を始行。「松殿法印」や嚴恵らが奉仕『吾妻鏡』

26	文応元(二六〇)〇九〇五	宗尊の赤痢が治癒し御験者医陰之輩に禄。「松殿法印良基」の宿坊に贈り物『吾妻鏡』
27	文応元(二六〇)〇三三七	將軍家御祈により「松殿法印良基」が権僧正に。到着した聞書尻付に「御験者賞」『吾妻鏡』
28	弘長三(二六三)〇〇三二	東寺で御影供、執事は「良基権僧正」『東寺長者補任』(『続々群書類従』二六三頁)
29	弘長三(二六三)〇四四〇	〇二〇から「御祈大阿闍梨松殿僧正」の居所に筑前入道宅を点す『吾妻鏡』
30	弘長三(二六三)〇五九〇	〇二〇からの「御祈大阿闍梨松殿僧正」の居所として肥前四郎宅を点す『吾妻鏡』
31	弘長三(二六三)〇二〇八	北条時頼の病。千手像供養導師「松殿僧正良基」は五穀断ちて昼夜不断千手陀羅尼『吾妻鏡』
32	弘長三(二六三)〇二二五	北条時頼が危篤。「松殿僧正」は不動護摩を始行し三時に護身。『吾妻鏡』
33	弘長三(二六三)〇二二六	北条時頼のため「松殿僧正」が不動護摩を始行し三時に護身。二三に時頼が死没『吾妻鏡』
34	弘長三(二六三)〇二二六	宗尊御息所が着帯。御験者は「大納言僧正(良基)」『吾妻鏡』
35	弘長三(二六三)〇二二三	御産御祈を施行。「御験者大納言僧正」らは時頼の祈禱のため御産祈禱を辞退『吾妻鏡』
36	文永元(二六四)〇四九〇	若君(惟康親王)が誕生、御験者は「良基権僧正」、清尊法印『鎌倉年代記裏書』
37	文永二(二六五)〇九二〇	宗尊御息所が姫君を出産。御験者は「松殿僧正」と良瑜・尊家『吾妻鏡』
38	文永三(二六六)〇四三〇	將軍宗尊の不例。「松殿僧正」に験者として護身を命ず『吾妻鏡』
39	文永三(二六六)〇七〇〇	北条時宗邸で深秘の沙汰。「松殿僧正良基」が御所を退出し逐電『吾妻鏡』
40	文永三(二六六)〇七〇八	中御所宰子が上洛、「良基権僧正」は逐電し高野山で断食死去、敵患も遁世『鎌倉年代記裏書』
41	文永三(二六六)〇二〇三	御息所との密通が露顕した「松殿僧正良基(忠房大納言子)」が高野山で断食して死没。その後、
42	文永四(二六七)〇二四四	御息所との密通が露顕した「松殿僧正良基(忠房大納言子)」が高野山で断食して死没。その後、
43	永仁二(二五四)〇四三〇	親玄が播磨局の着帯加持。「良基権僧正」が御産の験者を切望し騒動『親玄僧正日記』
44	永仁四(二五六)〇二〇三	吉見義世を謀反で処刑。「良基権僧正」も同意により陸奥に流罪『鎌倉年代記裏書』
45	延慶元(二六〇)〇二〇〇	良基が入滅。仁、権僧正、定豪僧正資『尊卑分脈』一八三

〔注〕「真言付法血脈図」は「成田山仏教研究所紀要」二九翻刻、「身阿闍梨補任次第」は「興福寺叢書」一、「法隆寺別当次第」は「京都府立総合資料館紀要」一八翻刻、「諸人靈夢記」は「定本親鸞聖人全集」五、「明月記」は「鎌倉遺文」、「血脈類集記」は「真言宗全書」二九、「鎌倉年代記裏書」は「増補続史料大成」五一、「新抄」は「続改訂史料集覧」一、「親玄僧正日記」は「中世内乱史研究」一六翻刻、また月日欄の⑨は閏九月の意である。

〔追記〕 本稿は平成二七年度科学研究費助成「鎌倉真言派の基礎的研究に基づく鎌倉幕府像の再構築」(課題番号二二六三七〇七六五)の研究成果の一部である。

